経済産業省

中小企業庁

事業分野別指針の概要について

令和7年6月

1．製造業の指針 【現状認識・課題、目標】

経済産業省　製造産業局　総務課
経済産業省、財務省 、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

【現状認識】

- 製造業については、国内生産額は2000年代は80兆円程度から100兆円を超えるまでに増加。2009年のリーマンショックで大幅に低下したものの、その後、110兆円を超えるまでに増加している。
- 他方で、国内外の競争環境の変化、地政学的リスクの高まり、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、事業を取り巻く環境変化を予測することが困難に。この不確実性の高まりに対応するため、企業変革力を強化することが重要。

世界の政策不確実性指数（1997.1−2020.1）
（2020年版ものづくり白書）

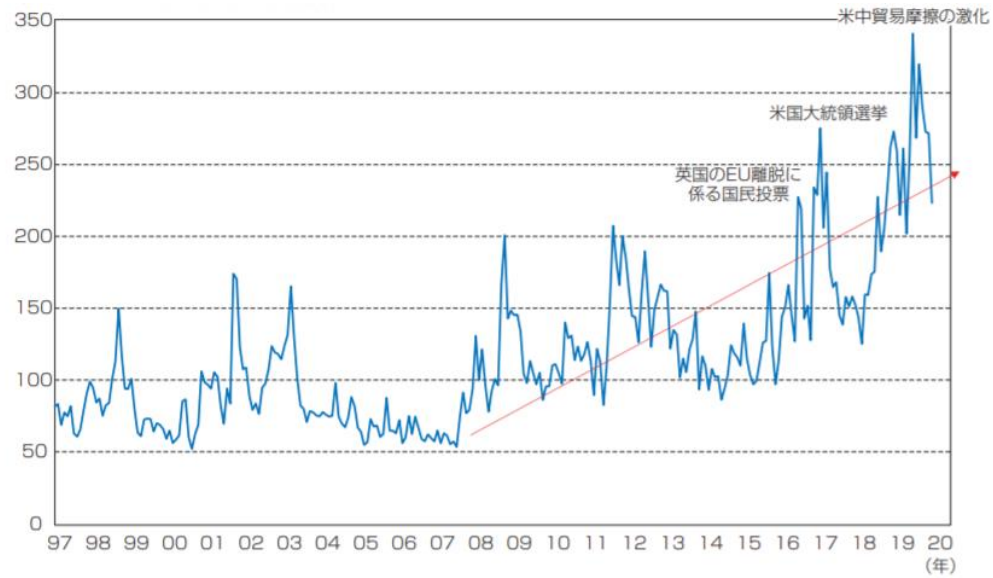

備考：日本、米国、英国、中国など 20 カ国の指数を購買力平価レートでドル換算した GDP ウェイトにより加重平均して算出
資料：http://www.policyuncertainty.com/global_monthly.html

【業界が抱える課題】

・国内外の競争力環境の変化、地政学的リスクの高まり、急激な気候変動、大規模な自然災害、非連続な技術革新及び新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により事業を取り巻く環境変化を予測することが困難に。

・企業変革力が今後の競争力の源泉となる中で、これを実現するために有効な、製造業におけるデータ収集、データを活用したマーケティング及び各工程間連携等のデジタル化などが十分に進んでいない。

【目標とする指標及び数値】

- **①労働生産性** or
- **②売上高経常利益率** or
- **③付加価値額**

（**事業形態に応じ一つ選択**）

- ３年計画**＋1%(①,③),＋３%(②)**以上
- ４年計画**＋1.5%(①,③),＋４%(②)**以上
- ５年計画**＋2%(①,③),＋５%(②)**以上

１．製造業の指針【実施事項について】

● デジタル技術を活用して競争力の源泉たる「企業変革力」を強化することが重要。

自社の強みを直接支える項目

イ．従業員等に関する事項

（１）組織の活力の向上による人材の有効活用
（２）多能工化及び機械の多台持ちの推進
（３）継続的な改善提案の奨励

ロ．製品・製造工程に関する事項

（１）実際原価の把握とこれを踏まえた値付けの実行
（２）製品の設計、開発、製造及び販売の各工程を通じた費用の管理

ハ．標準化、知的財産権等に関する事項

（１）異なる製品間の部品や原材料等の共通化
（２）暗黙知の形式知化
（３）知的財産権等の保護の強化

ニ．営業活動に関する事項

（１）営業活動から得られた顧客の要望等の製品企画、設計、開発等への反映
（２）海外の顧客に対応出来る営業及び販売体制の構築
（３）他の事業者と連携した製造体制の構築等による受注機会の増大

＋

自社の強みをさらに伸ばす項目

ホ．設備投資並びにロボット及びＩＴの導入等に関する事項

（１）設備投資
（２）ロボットの導入又は増設
（３）ITの導入
（４）**設備投資等が製品の品質及び製品一単位当たりの製造費用に大きな影響を及ぼす分野に関する留意事項**（鉄鋼、化学、電子・電気、重電、航空・宇宙、医療機器等）

へ．省エネルギーの推進に関する事項

エネルギー使用量の把握、設備の稼働時間の調整及び最適な管理の実施、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築　等

ト．経営資源の組合せ

現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用

小規模製造業（20人以下）
イ（１）～ニ（３）から１項目以上
※　上記に加え、ホ（１）～トの１項目以上にも取り組むことを推奨

中規模製造業（21～500人以下）
イ（１）～ニ（３）から２項目以上
ホ（１）～トから１項目以上

中堅製造業（501～2000人以下）
イ（１）～ニ（３）から３項目以上
ホ（１）～トから２項目以上

2．卸・小売業の指針 【現状認識・課題、目標】

経済産業省 消費・流通政策課 中小企業庁 商業課、
経済産業省、財務省、農林水産省、厚生労働省、環境省

【現状認識】

- 卸売業においては、小売店の減少等による市場規模の縮小、有力卸売企業間による合併統合などによる寡占化の進展等により、厳しい経営環境に直面。
- 小売業においては、少子化等の影響により事業所数は大きく減少している一方で、 SPA（製造小売）やEC（電子商取引）の進展など、プレーヤーが多様化。
- 他方、訪日外国人需要の増加や海外展開の進展など新たな需要を取り込む動きが見られる。また、今後、データ活用等により消費者の需要を取り込むための様々な工夫が必要。

卸売業の販売額の推移

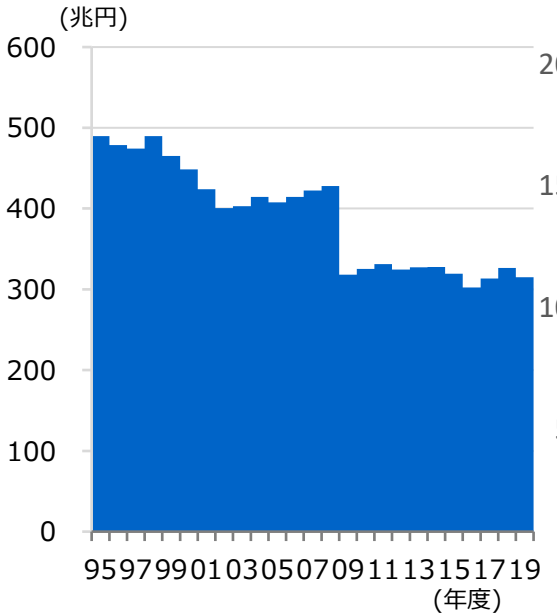

小売業の販売額の推移

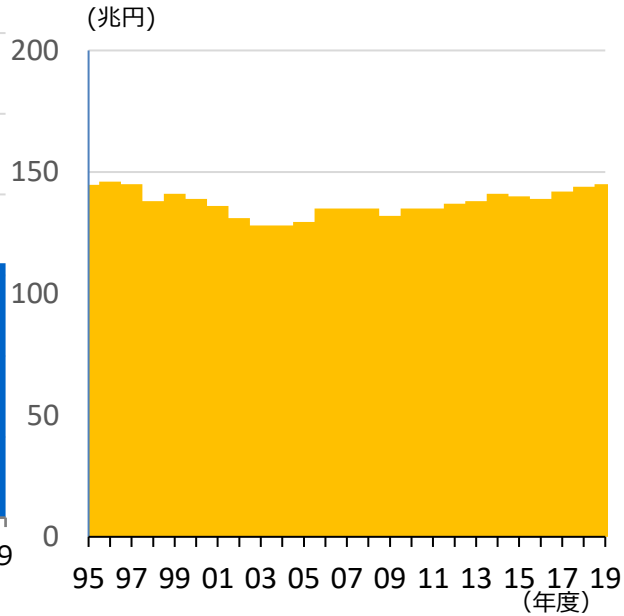

（出所）経済産業省「商業販売動態統計」

【業界が抱える課題】

・卸売業における市場規模の縮小への対応。

・小売業における人手不足への対応や国内外の新たな需要の取り込み。

・ITやデータ活用等の技術導入の促進。

【目標とする指標及び数値】

計画期間*の**労働生産性**の伸び率**＋２％**以上

（*5年間の場合）

２．卸・小売業の指針【実施事項について】

- 自らの強み、周囲の環境に立脚した差別化されたビジネスモデルを構築し続けていくことが重要。付加価値を創出するために自社の強みである分野に経営資本を集中するとともに、それ以外については、IT等を活用して効率化を図ることが有効。

①まずは、自社の置かれた環境を把握し、強み・弱みを認識するため、自社の経営状態等の見える化（経営状態の把握）を行う。

②その上で、必要な作業内容及びその手法を精査し、付加価値を生まない作業を省力化するため、受発注システム等のＩＴ等の利用を行う。

③これらの省力化を通じて生じた資金や従業員の余力を、差別化による付加価値創出に活用するため、営業活動・人材育成の強化を行う。その際、ＩＴ等の利用を通じて得られたデータを、顧客のニーズ把握や適時適切な商品・サービス提供に活用することが重要。

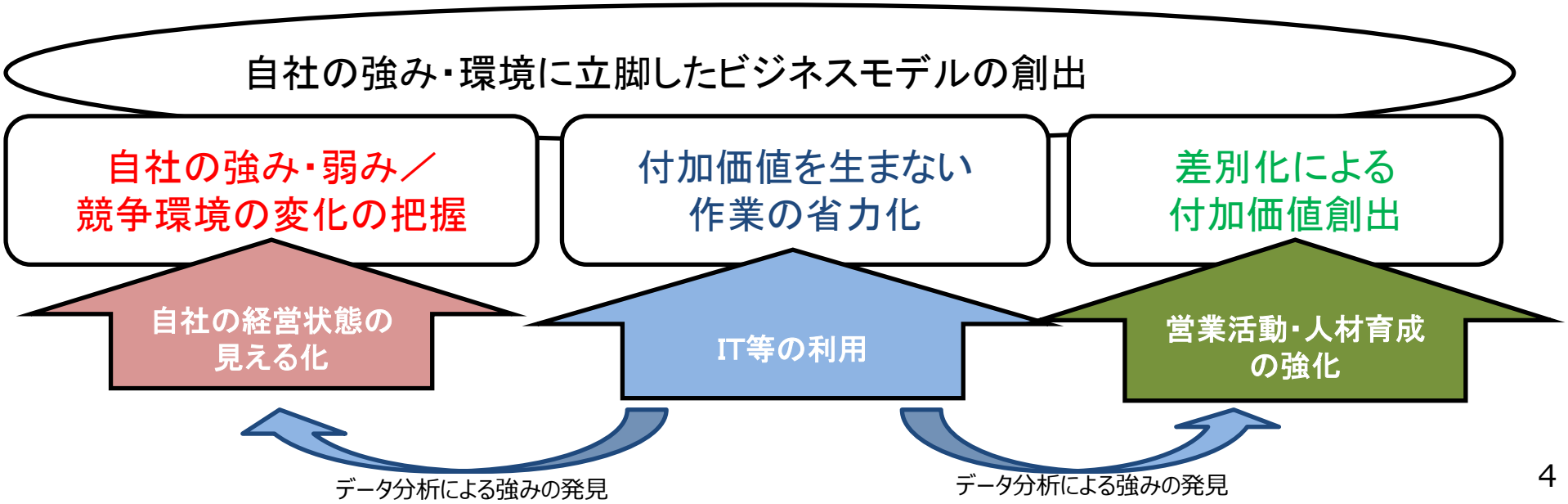

２．小売業の実施事項例（規模別の整理）

※中堅・中規模の実施事項は追加分のみ記載

分類	小規模 （売上高１億円未満）	中規模 （売上高１～10億円）	中堅 （売上高10億円以上）
経営状態の把握	・店舗毎の損益管理 ・ＰＤＣＡサイクルの徹底	・店舗毎の予算策定と予実管理	・店舗を支援する本部機能の強化
仕入活動及び経費管理に関するＩＴ及び施設の利用	・事務作業のIT化 ・ボランタリーチェーン等のネットワークを活用したITの導入、情報収集、仕入交渉力の獲得 ・省エネルギーの取組	・IT又はロボットの活用による棚卸作業の効率化 ・業務の外注化 ・POSやFSP*等によるデータ分析 ・スマートホンアプリを用いた販促 ・製造業における知見の活用	・無人レジの導入 ・プロセスセンター、セントラルキッチン等の一括処理拠点の活用 ・自動発注の導入 ・規模を活かした仕入交渉（必要に応じてボランタリーチェーンを活用）
営業活動の強化	・接客から得られる顧客の需要に関する情報に応じた品揃え及びきめ細やかな接客	・出店・退店に関する戦略策定 ・商圏の顧客ニーズ、購買履歴を踏まえた品揃え、売価設定及び販売促進	
人材育成の強化	・地域の支援機関等との連携による研修 ・経営理念の共有 ・マニュアルに記載された対応以外の適切な対応を可能とする教育	・店長人材の育成 ・店舗間での成功事例の共有 ・人材育成、人事制度、採用・任用制度の構築 ・現場からの意見の集約	
経営資源の組合せ	・現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用		

＊ＦＳＰとは、フリークエント・ショッパーズ・プログラムの略称。ポイントカード等により顧客毎の購買に係るデータを把握し、顧客層別に特典を変えることにより、優良固定客の維持及び拡大を図るマーケティング手法をいう。

3．外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針①

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
外食・食文化課
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

【現状認識】

- 外食・中食産業は、調理や盛り付けなどの人手を要する工程が多く、他産業と比べて労働集約性が高い。また、参入障壁の低さにより、他産業からの参入が容易であるとともに、世帯構造の変化、少子高齢化、消費者のライフスタイルの変化、食の志向の多様化等により、業態の多様化が進展。
- 労働時間が長く、賃金が低いことなどから、従業員の定着率が一般的に低い。
- 大手事業者においては、食材調達から調理加工、配送、サービスまでに至る全体をシステム化。

正規就業者の週間就業時間の比較

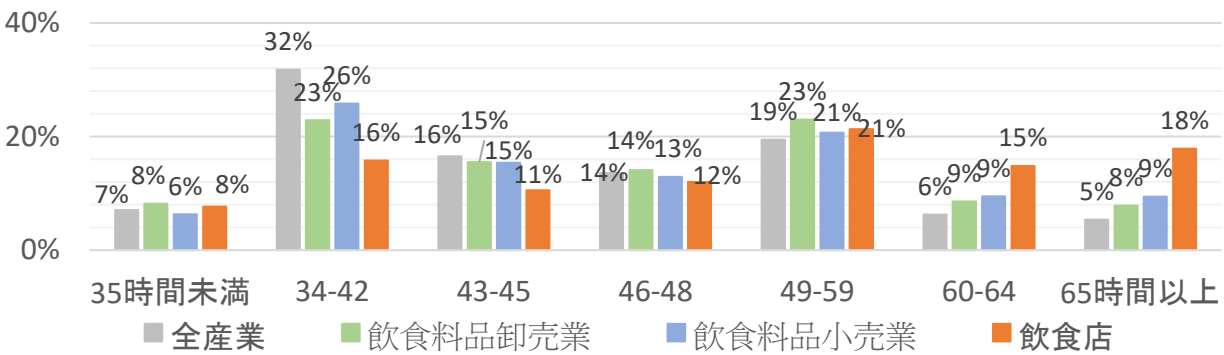

資料：就業構造基本調査（平成29年）

大学卒業者の卒業3年後の離職率

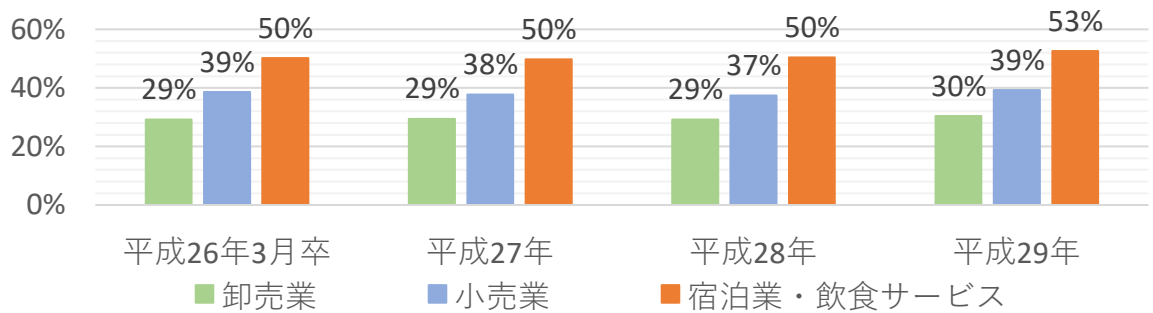

資料：新規学卒者の離職状況に関する資料（平成29年）

【業界が抱える課題】

- 安定的な労働力の確保
- 付加価値向上の取組による適正な対価の確保
- 安全性の向上と品質管理の徹底への対応の促進

【目標とする指標及び数値】

時間当たりの**労働生産性**

計画期間５年間：**＋２％**以上
計画期間４年間：**＋１．５％**以上
計画期間３年間：**＋１％**以上

３．外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針②

- 外食・中食産業については、現に有する経営資源又は他の事業者から取得した若しくは提供された経営資源を高度に利用し、バックヤード業務を効率化するとともに、顧客満足度を向上するためにサービスの品質や付加価値の向上等に取り組むことを通じて、経営力の向上を図る。

	経営力向上に関する取組内容（一部抜粋）
営業活動に関する事項	➢ 商品・サービスを提供するターゲット層の明確化 ➢ マーケティングや商品・サービス開発、販路拡大等による顧客価値の向上、新規需要の創出 ➢ 商圏や競合環境を踏まえた独自の付加価値を生み出す商品・サービスの工夫 ➢ 国産食材の活用による商品・サービスの高付加価値化 ➢ 消費者への情報発信方法の工夫 ➢ ICTを効果的に活用した顧客サービスの提供
コストの把握・削減に関する事項	➢ 商品・サービスごとの食材のロスの把握と抑制 ➢ 変動要因を加味した販売予測 ➢ サプライチェーンの各段階間の物流の効率化 ➢ セントラルキッチンの導入や食品メーカーとの提携による店舗内における調理労働の単純化・効率化
マネジメントに関する事項	➢ 中長期的な経営計画の策定等を通じた店舗展開等の経営戦略の検討 ➢ 作業工程の標準化及びマニュアル化 ➢ 従業員の能力を最大限活用するための適正な評価による人事・労務管理 ➢ HACCP等の導入による科学的な衛生・品質管理
人材に関する事項	➢ 従業員の健康増進に資する取組を含む労働条件、労働環境等の整備・改善 ➢ 消費者の信頼を高める情報提供やコミュニケーションの強化を図る人材の育成 ➢ 女性や高齢者等の多様な労働力の活用
IT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項	➢ POSシステムやオーダー・エントリー・システムの導入 ➢ バックヤード業務のICT化 ➢ 労働環境や作業効率、エネルギー効率等の改善を図るための設備・機器の切替え

中堅・中規模	外食：従業員６人以上 2,000以下 中食：従業員６人以上	上記の取組から２項目以上
小規模	外食：従業員５人以下 中食：従業員５人以下	上記の取組から１項目以上

４．旅館業に係る経営力向上に関する指針①

観光庁　観光産業課
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

【現状認識】

- 訪日外国人旅行者数が急増し、これに対応した受入体制の整備が急務。
- 多大な資本を必要とする「資本集約型産業」であるため、需要量に応じた縮小・拡大が困難。
- 労働時間が長く、賃金が低いことなどから、従業員の定着率が一般的に低い。

正規就業者の週間就業時間の比較

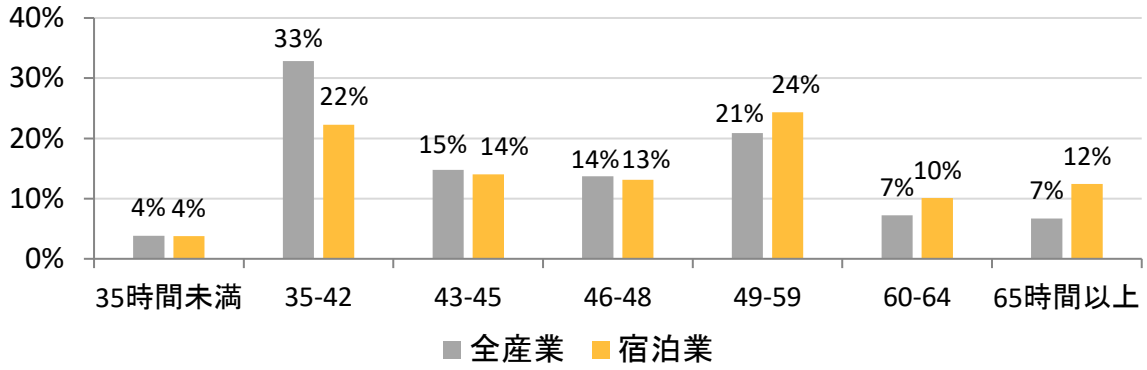

資料：就業構造基本調査（平成24年）

大学卒業者の卒業3年後の離職率

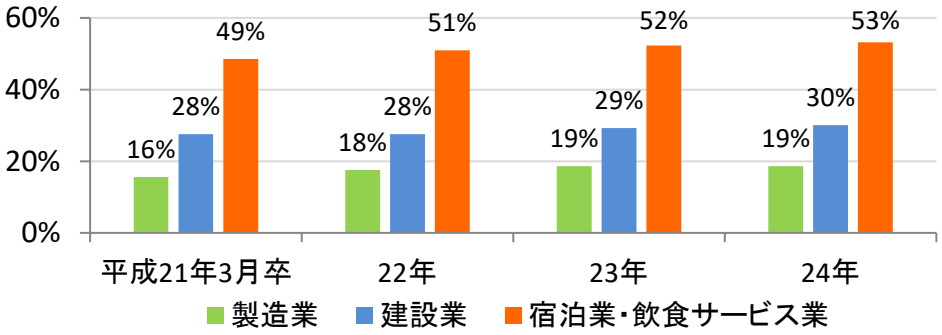

資料：新規学卒者の離職状況に関する資料（平成27年）

【業界が抱える課題】

- インバウンドの取り込みに向けた受入体制の整備
- 付加価値向上の取組による適切な対価の確保
- 安定的な人材確保

【目標とする指標及び数値】

時間当たりの**労働生産性**

計画期間５年間：**＋２％**以上
計画期間４年間：**＋１．５％**以上
計画期間３年間：**＋１％**以上

４．旅館業に係る経営力向上に関する指針②

- 旅館業については、サービス提供に間接的に関わる業務を効率化するとともに、サービスの品質や付加価値の向上等により顧客満足度を向上させることを通じて、経営力の向上を図る。

	経営力向上に関する取組内容（一部抜粋）
営業活動に関する事項	➢ サービスを提供するターゲット層の明確化 ➢ 商圏や競合環境を踏まえた独自の付加価値を生み出すサービスの工夫 ➢ ICTを効果的に活用した割引サービスの実施、インターネット予約・注文の導入 ➢ 新しい旅行形態（エコツーリズム等）への対応 ➢ 訪日外国人旅行者に対する情報発信や受入体制の整備 ➢ 資本力及び経営能力等の経営上の特質の把握
コストの把握・効率化に関する事項	➢ 管理会計等の導入による自社の財務状況の把握 ➢ 売上状況を踏まえた仕入れの管理
マネジメントに関する事項	➢ 中長期的な経営計画の策定等を通じたマーケティング等の経営戦略の検討 ➢ 従業員の勤務管理のシステム化 ➢ 食中毒やレジオネラ症の発生等の防止を図るための衛生・品質管理の徹底
人材に関する事項	➢ 従業員の健康増進に資する取組を含む職場環境の整備・改善、従業員の適正な評価並びに従業員の労働条件及び健康管理の整備・改善 ➢ 消費者との信頼関係を高める人材を養成するスキームづくり ➢ 女性や高齢者等の多様な労働力の活用
ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項	➢ 受発注管理、顧客管理等のサービス提供に間接的に関わる業務のICT化 ➢ ICTを活用したサービスの向上、情報発信方法の工夫 ➢ 設備・機器の切替えによる労働環境や作業効率、エネルギー効率等の改善

中堅	資本金等5千万円超10億円以下かつ従業員501人以上2千人以下	上記の取組から３項目以上
中規模	資本金等5千万円以下又は従業員6人以上500人以下	上記の取組から２項目以上
小規模	従業員５人以下	上記の取組から１項目以上

5．医療分野の経営力向上に関する指針

厚生労働省
医政局医療経営支援課

【現状認識】
- 高齢化が進む中で、国民医療費は増大。
  （平成30年度：約43兆円）
- 医療サービスは人が支えるサービス。医療等従事者の勤務環境には配慮する必要がある。

【業界が抱える課題】
- 保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約がある
- 医療等従事者の勤務環境について、医療等従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある

【経営力向上に関する基本的な考え方】
　現に有する経営資源又は他の事業者から取得した若しくは提供された経営資源に関し、他の医療機関等との機能分化・業務連携等を通じて、医療サービスの質の確保、向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが重要

【目標とする指標】
- 医療等従事者の離職率の引下げ、勤続年数の長期化、定着率の引上げ、利用者満足度の向上
- ICTの活用等によるコストの削減
  等

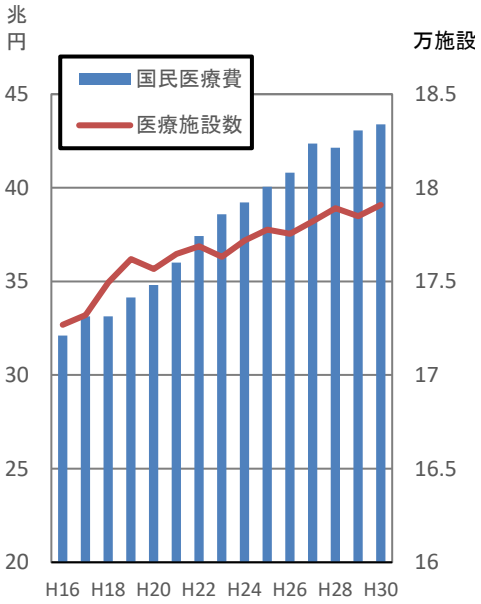

【実施事項（病院の例（一部））】

コストの把握・効率化に関する事項	・近隣の医療機関等と連携した医療材料・医薬品の共同購入 ・バックオフィス業務におけるICTツールの利活用等
人材に関する事項	・働き方の希望に応じた人事配置 ・勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ ・医療勤務環境改善支援センターの利用 ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入 ・高度専門職の仕事の棚卸し ・研修等への参加機会の確保
ＩＣＴ投資、設備投資及び省エネルギー投資に関する事項	・電子カルテ等のICTの利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・臨床研究・臨床効果データベース構築への協力 ・ICTを利活用するための人材の確保、セキュリティ対策の実施　等

6．保育分野の経営力向上に関する指針

こども家庭庁成育局　保育政策課

【現状認識】
- 「子ども・子育て支援新制度」の施行により、全ての子ども・子育て家庭を対象に、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ってきた。
- 女性の就業が進み、保育所等の利用率も上昇。
- 令和６年の待機児童数は計測開始以来過去最少となる中で、令和７年度以降の保育政策については、「量の拡大」から「質の向上」へと転換することとし、「保育政策の新たな方向性」を取りまとめた。

【業界が抱える課題】
- 特に都市部における保育の受け皿の確保
- 保育士等の確保・就業継続支援・処遇改善
- 多様化する保育ニーズへの対応

【経営力向上に関する基本的な考え方】
以下の取組により、質の高い保育を提供することが求められる。
- 保育士等の育成及び評価体制の構築（研修機会の確保、賃金テーブルの整備等）
- 保育士等の業務負担の軽減（ＩＣＴの活用、保育補助者の雇上げ等）
- 第三者評価の実施　等

女性就業率(25～44歳)と保育園等の利用率の推移

○ 女性の就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。

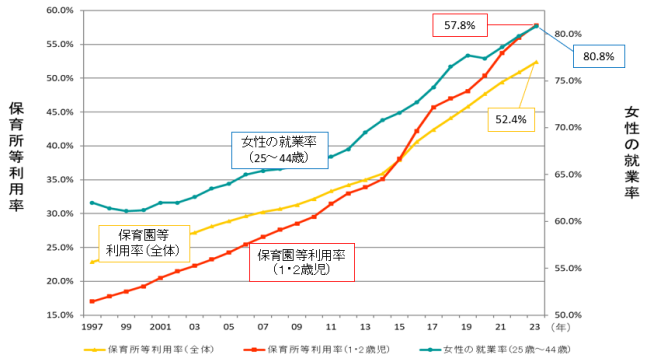

出典：総務省「労働力調査」等を基にこども家庭庁保育政策課で作成

保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆ 処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援、さらには保育の現場・職業の魅力発信に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

○**保育士修学資金貸付の実施**（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
- 養成施設に通う学生を対象に、学費５万円（月額）や就職準備金20万円（最終回に限る）などを貸付し、卒業後、５年間の実務従事により返還を免除。
- 養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。【R６補正予算～】

○**保育士の資格等取得を支援**
- 保育所等で働きながら養成校卒業による資格等取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援

○**保育士試験の年２回実施**（27年度：４府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）

○**保育士養成施設の就職促進の取組への支援**
- 就職促進、キャリア教育等支援等の、指定保育士養成施設が組織的に実施する取組に要した費用の一部を支援する。【R７予算案～】

就業継続支援

○**保育所等におけるＩＣＴ化の推進**
- ①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務、④キャッシュレス決済機能のうち必要なシステムの導入費用や、翻訳機等の導入を支援
- 自治体において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合に補助率を嵩上げ【令和５年度補正予算～】

○**保育補助者の雇い上げの促進**（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
- 現在、保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、段階的に保育士として職場復帰できる足掛かりとなるよう、１年を限度に、保育補助者として従事することを可能とする。【R6予算～】

○**保育体制強化事業の促進**（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
- 保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R５予算～】
- 園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R５予算～】

○**保育士宿舎借り上げ支援**（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額7.5万円を上限※）、支給期間：採用から５年以内※）
※令和７年度から対象となる者について適用。前年度に引き続いて当年度も事業の対象となる場合は前年度の補助基準額及び年数を適用。

○**保育士の働き方改革や保育の質の確保・向上のための巡回支援**
- 保育士のスキルアップや保育の質の確保・充実を図り働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。
- 保育所等における勤務環境の改善や保育の質の向上などの助言又は指導を行う「保育事業者支援コンサルタント」による巡回支援を実施。
- 保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置。
- 保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象【R７予算案～】
- 都道府県域で実施する巡回支援について補助基準額の拡充【保育士への巡回支援についてはR6予算～、保育事業者への巡回支援についてはR7予算案～拡充】

離職者の再就職支援

○**保育士・保育所支援センターの機能強化**（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
- 保育士再就職支援コーディネーター等によるマッチングやマッチングシステムの導入、保育士キャリアアドバイザーによる保育所等への見学同行等の伴走支援、潜在保育士への職場復帰のための研修の実施などに要する費用を支援。

○**就職準備金貸付事業**（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、２年間勤務した場合、返還を免除）

保育の現場・職業の魅力発信

○**保育保育の現場・職業の魅力発信**
- 自治体が行う情報発信サイトの開設など、様々な対象者に対する魅力発信への支援
- こども家庭庁では、保育に関する魅力発信プラットフォームを更新し、保育士の取組事例集等の掲載、SNS等の広報媒体を活用した保育の魅力発信を行う。また、保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の 連携・強化を図る。（R6.3～）

魅力発信プラットフォーム「ハローミライの保育士」トップページ（こども家庭庁HP内に開設）

７．介護分野の経営力向上に関する指針

厚生労働省
老健局認知症施策・地域介護推進課

【現状認識】
- 高齢化が進む中で、介護需要が増加。

【業界が抱える課題】
- 人材の育成や勤務環境の改善等を通じて質の高い人材を継続的に確保する必要。
- 小規模事業所の割合が高いため、経営の効率化・安定化を図る必要。

【経営力向上に関する基本的な考え方】
- 資質向上・キャリアアップの実現のため、専門性に考慮し、それを踏まえた人材育成等を積極的に推進。
- 介護業務の生産性向上とそれを通じた介護職員の負担軽減を図るため、介護ロボットやICT等の活用について推進。
- 他の事業所との連携による研修の共同実施、業務の共同化を推進。

①６５歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2024年3月末	
第1号被保険者数	2，165万人	⇒	3，589万人	1．7倍

②要介護（要支援）認定者の増加

	2000年4月末		2024年3月末	
認定者数	218万人	⇒	708万人	3．2倍

③サービス利用者の増加

	2000年4月		2024年3月	
在宅サービス利用者数	97万人	⇒	380万人	3．9倍
施設サービス利用者数	52万人	⇒	96万人	1．8倍
地域密着型サービス利用者数	－		91万人	
計	149万人	⇒	532万人	3．6倍

（出典：介護保険事業状況報告（暫定））

8．障害福祉分野の経営力向上に関する指針

【現状認識】
- 障害福祉サービス等の利用者数は継続して増加。

【業界が抱える課題】
- 人材の育成や勤務環境の改善等を通じて質の高い人材を継続的に確保する必要。
- 小規模事業所の割合が高いため、経営の効率化・安定化を図る必要。

【経営力向上に関する基本的な考え方】
- 資質向上・キャリアアップの実現のため、専門性に考慮し、それを踏まえた人材育成等を積極的に推進。
- 業務の生産性向上とそれを通じた障害福祉職員の負担軽減を図るため、ICTの活用等について推進。
- 他の事業所との連携による研修の共同実施、業務の共同化を推進。

①障害福祉サービス利用者数の増加

	平成20年2月末		令和3年2月末	
障害福祉サービスの利用者数	約45.0万人	⇒	約91.5万人	約2.0倍

（出典：国保連データ）

②障害福祉サービス等関係予算の増加

	平成18年度		令和3年度	
障害福祉サービス等関係予算	約4,900億円	⇒	約1兆7,000億円	3.0倍以上

③事業所種別にみた利用実人員の最も多い割合

サービス名	利用定員が最も多い割合	サービス名	利用定員が最も多い割合
居宅介護	1～4人（35.2%）	就労継続支援A型	10～19人（36.7%）
重度訪問介護	1～4人（81.3%）	就労継続支援B型	10～19人（33.5%）
生活介護	10～19人（27.7%）	児童発達支援	1～4人（23.5%）
就労移行支援	1～4人（29.9%）	放課後等デイサービス	20～29人（30.7%）

（出典：社会福祉施設等調査報告）

９．貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針

国土交通省自動車局貨物課

【現状認識】

- 貨物自動車運送事業は、国内貨物輸送の４割強を担う重要な産業
- 平成２年の規制緩和後、事業者数は1.6倍に増大
- 貨物自動車運送事業者の約99%が特定事業者等

■貨物輸送量の比較（トンキロベース）

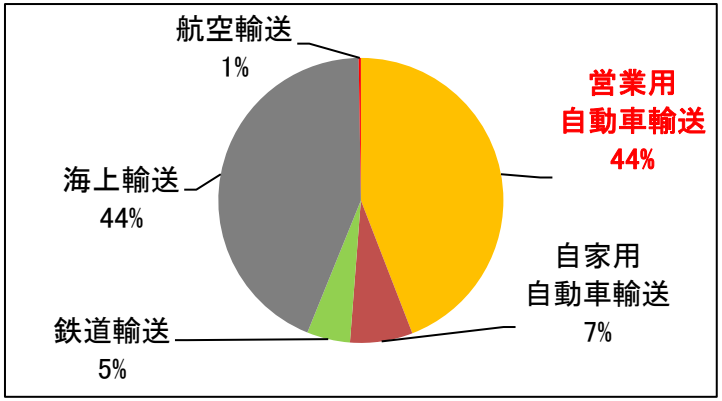

■荷待ち時間の発生状況

○1時間以上の荷待ち時間がある割合： 55.1%

○2時間以上の荷待ち時間がある割合： 28.7%

○3時間以上の荷待ち時間がある割合： 15.1%

※1運行当たり

■積載効率の推移

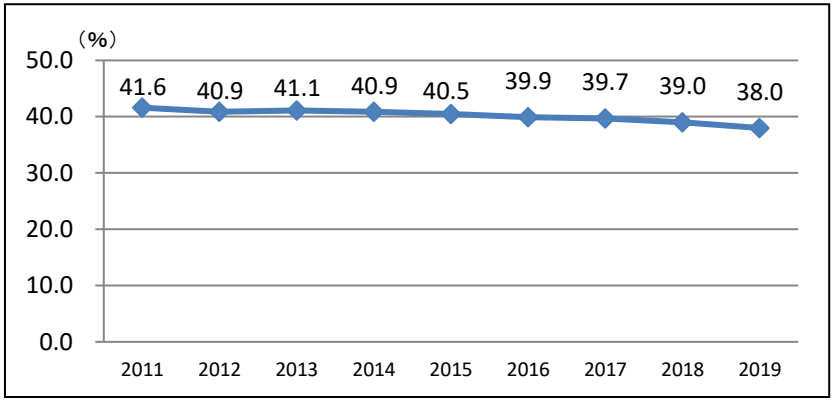

【業界が抱える課題】

・荷主都合による荷待ち時間等の負担を強いられることによる労働時間の長時間化

・顧客の需要に合わせた多頻度小口化による運送効率の低下

【目標とする指標及び数値】

①運転手の平均労働時間

②積載効率

③実車率

④実働率

のいずれかを**２%**以上改善（３年間の計画の場合）

＜参考＞

$$\text{労働生産性（1人・1時間）} = \frac{\text{付加価値額※}}{\text{労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間}}$$

※ 営業利益、人件費、減価償却費の合計

９．貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針

- 貨物自動車運送事業の経営力向上には、従業員や貨物自動車の投入量当たりの収益の改善が重要
- そのためには、荷待ち時間の削減等に向けた荷主等との取引環境の改善、事業の共同化やITの利活用による輸送の効率化、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成等が必要

＜企業規模別の実施方法の整理イメージ（丸数字は指標との関連性を示す）＞

分類	小規模 （従業員20人以下）	中規模 （従業員21人以上500人以下）	中堅 （従業員501人以上2,000人以下）
人材の育成に関する事項	・教育、研修制度の充実① ・運転免許等の資格の取得支援制度の充実①	・教育、研修制度の充実① ・運転免許等の資格の取得支援制度の充実①	・教育、研修制度の充実① ・運転免許等の資格の取得支援制度の充実①
組織の活力の向上による人材の有効活用に関する事項	・従業員の健康増進等の職場環境の改善 ・従業員の適正な評価	・従業員の健康増進等の職場環境の改善 ・従業員の適正な評価	・従業員の健康増進等の職場環境の改善 ・従業員の適正な評価
財務管理に関する事項	・コストの見える化 ・PDCAサイクルの徹底 ・適正運賃・料金の収受	・コストの見える化 ・PDCAサイクルの徹底 ・業務の実施方法の標準化 ・適正運賃・料金の収受	・コストの見える化 ・PDCAサイクルの徹底 ・業務の実施方法の標準化 ・適正運賃・料金の収受
営業活動に関する事項	・荷役作業の効率化① ・他の貨物自動車運送事業者との共同輸配送の実施②③④	・荷役作業の効率化① ・他の貨物自動車運送事業者との共同輸配送の実施②③④	・荷役作業の効率化① ・他の貨物自動車運送事業者との共同輸配送の実施、自社内での車両管理の効率化②③④
ITの利活用に関する事項	・求荷・求車システムの活用②③④ ・クラウドサービスの活用 ・基幹業務システムの導入	・求荷・求車システムの活用②③④ ・配車管理システムの構築②③④ ・クラウドサービスの活用 ・基幹業務システムの導入	・求荷・求車システムの活用②③④ ・配車管理システムの構築②③④ ・クラウドサービスの活用 ・基幹業務システムの導入
省エネルギーの推進に関する事項	・エネルギー使用量の見える化	・エネルギー使用量の見える化 ・エコドライブの推進	・エネルギー使用量の見える化 ・エコドライブの推進
経営資源の組み合わせに関する事項	・現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源の一体的活用	・現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源の一体的活用	・現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源の一体的活用

１０．船舶産業の指針 【現状認識・課題、目標】

国土交通省海事局船舶産業課

【現状認識】

- 造船業は、鋼材の加工・組立から配管・電装・塗装の他、エンジン、航海機器等の舶用工業製品の取付を行う、関連産業の裾野の広い労働集約型産業。国内部品調達率は９割以上で、多くの地域で経済・雇用を支える中核的産業
- 2015年ころ、円高是正などより大幅に受注が増加し、2015年に日本の受注量は31%までシェアを伸ばしたが、世界海運市場の低迷を受け、2019年時点で16%まで落ち込み、日本の造船業は厳しい状況となっており、世界的な供給過剰及び受注減少の局面において中国・韓国との受注競争がさらに激化することが予想される。
- また、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行は、国内外の経済に甚大な影響をもたらしており、我が国の海事産業にも深刻な影響をもたらしている。
- 外航船市場は短期的には世界的な供給過剰・受注減局面の中で、中国・韓国との受注競争が激化しているが、中長期的には、世界経済の成長に伴い海上輸送は増加し、新造船需要は回復の見込み。
  内航船は、長期国内経済の低迷により老朽化が進んでおり、今後代替建造需要が増える見込み。
- 舶用工業は、造船業の市況に大きく依存。

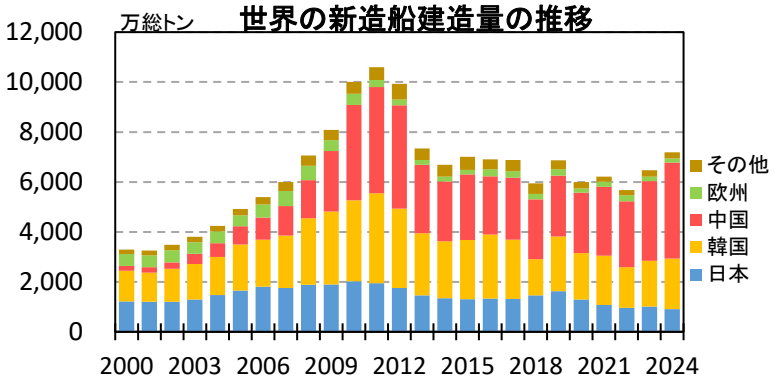

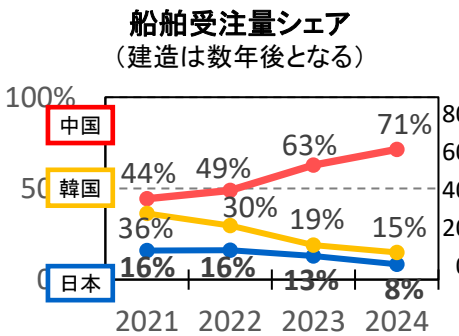

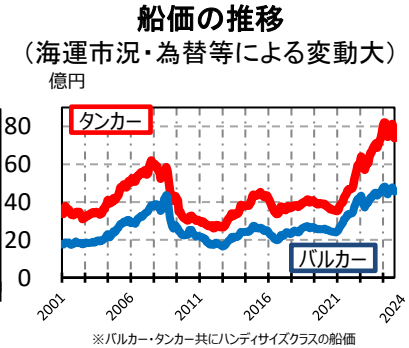

【業界が抱える課題】

- 今後の為替や市況変動に対する耐力の向上
- 性能・品質・コスト・サービス全てにおける競争力の強化
- 産業の魅力向上と持続的な成長を支える人材の確保・育成

【目標とする指標及び数値】

労働生産性（1人あたりの付加価値額又生産量（総トン数等））

３年で**＋1%**以上（4年で**+1.5%**、5年で**+2%**以上）

※ただし、計画終了時点での労働生産性は正とする

１０．船舶産業の指針【実施事項について】

- 経営力を向上させるためには、情報技術や自動化技術等を活用し、船舶の開発・設計から建造、アフターケアサービスに至る全てのフェーズにおける生産性を向上させるとともに、新規市場の開拓や、産学や地域の連携強化による人材確保・育成を推進することが必要。
- そのための具体的対策が、2016年6月、交通政策審議会海事分科会海事イノベーション部会より「海事産業の生産性革命（i-Shipping）による造船の輸出拡大と地方創生のために推進すべき取組について」として答申され 、その後、海事産業を取り巻く状況の変化を踏まえ、当該答申の進捗状況を評価し、2018年６月に報告書を取りまとめた。
- また、2020年12月には、同部会において安定的な国際海上輸送を確保するための今後の造船業のあり方及び造船業の基盤整備に向けた方策についてとりまとめが行われ、答申された。
- 同答申で提言されている「製品・サービスの力」「拓く力」「造る力」「人の力」の４つの力の強化策を踏まえ、造船・舶用工業における中小企業等が実施しすべき経営力強化策を事業規模別にを整理すると以下のとおり。

分類	小規模事業者	中規模事業者	中堅事業者
１．製品・サービスの力（製品の高性能化・引き渡し後のサービス向上）	・新たな基準・規格に対応した新製品の開発・投入 ・模倣品の流通対策（純正品ラベルの活用）（舶用工業）	・省エネルギー船舶、舶用工業製品の開発（省エネルギー標準船型の利活用等） ・新たな基準・規格に対応した新製品の開発・投入 ・模倣品の流通対策（純正品ラベルの活用）（舶用工業）	・省エネルギー船舶、舶用工業製品の開発（CFD の利活用等） ・ゼロエミ船・自動運航船の実用化に向けた技術開発 ・船陸間通信の活用による船舶故障の予防保全、メンテナンス合理化 ・新たな基準・規格に対応した新製品の開発・投入 ・模倣品の流通対策（純正品ラベルの活用）（舶用工業）
２．拓く力（新規市場開拓・進出）	・新規顧客獲得に向けた、他企業との連携 ・HP 開設等、地域への PR	・海外への販路拡大に向けた、海外営業力の強化	・海外への販路拡大に向けた、海外営業拠点の開設等 ・システムインテグレーターとしての付加価値創出
３．造る力（生産効率・品質の向上）	・工場・事業場の省エネ設備投資 ・生産設備の更新、最新化 ・IT の利活用（3D CAD、部品管理の効率化等）	・工場・事業場の省エネルギー設備投資 ・生産工程の俯瞰、生産効率向上に繋がる箇所の特定及び効率改善設備導入 ・ドックヤードの全天候型化、加工設備・運搬設備の高性能化 ・IT の利活用（3D CAD、部品管理の効率化等）	・工場・事業場の省エネルギー設備投資 ・生産工程の俯瞰、生産効率向上に繋がる箇所の特定及び効率改善設備導入 ・ドックヤードの全天候型化、加工設備・運搬設備の高性能化 ・ IT やセンシング技術の利活用（3D CAD・CAM、現場での 3D 図面やアシストスーツの導入、レーザースキャナ等による生産品質管理、人の動きや作業の自動データ化、部品管理の効率化等）
４．人の力（人材確保、人材育成）	・人事評価制度、女性活躍、健康増進、就労環境の改善 ・地域の技能向上拠点の活用による若手人材育成 ・HP 開設等による地域への PR	・人事評価制度、女性活躍、健康増進、就労環境の改善 ・地域の技能向上拠点の活用による若手人材育成 ・教育機関との連携（インターンシップ等） ・優秀な技能者の適切な評価	・人事評価制度、女性活躍、健康増進、就労環境の改善 ・地域の技能向上拠点の構築、拡充による若手人材育成の体制構築 ・教育機関との連携（インターンシップ、共同研究等） ・優秀な技能者の適切な評価 ・メディア広告等による積極的な広報

※小規模事業者：従業員数（構内工含む）20人以下、中規模事業者：従業員数（構内工含む）21人以上500人未満、中堅事業者　：従業員数（構内工含む）501人以上2,000人未満

１１．自動車整備業分野に係る経営力向上に関する指針（概要）

国土交通省 自動車局整備課

【現状認識・目標】

- 総整備売上高は約5兆6,500億円（令和2年度調査）で平成7年度調査の約6兆6,000億円ピークに下降傾向にある。
- 新技術の発展により自動車の高度化が進んでおり、自動車整備業においても新たな設備、機器及び工具の導入等の対応が必要となっている。
- 自動車整備事業者は安全確保、環境保全の観点から、点検整備の実施の重要性等を自動車の使用者に周知する必要がある。

【目標とする指標及び数値】 ※いずれかを選択

● 労働生産性 （基本方針による指標に同じ）

労働生産性の計画期間中の伸び率につき、5年間の計画の場合2%以上、4年間の計画の場合1.5%以上、3年間の計画の場合1%以上とする。
※労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものとする。

● 点検整備入庫台数増加率 （自動車整備業分野特有の指標）

点検整備に係る入庫台数の計画期間中の伸び率につき、5年間の計画の場合2%以上、4年間の計画の場合1.5%以上、3年間の計画の場合1%以上とする。

● 業務関連資格等の取得 （自動車整備業分野特有の指標）

整備要員数の1／4以上の者が、計画期間中に自動車整備業分野における事業分野別経営力向上推進機関が推奨する業務関連資格を取得し、又は、同機関が推奨する研修を受講することとする。

【経営力向上の内容】

- 自らの事業実施状況のうち改善すべき点を把握した上で、目標達成に取り組むこととする。なお、整備作業等の質を低下させないこと等に留意すること。

＜取組方法の整理＞ 以下の取組方法の整理はあくまで参考とする例であり、事業場として有効なものを取り組むことも可能である。

人材に関する事項	財務管理に関する事項	営業活動に関する事項	設備投資やITの利活用等に関する事項	省エネルギーの推進に関する事項	経営資源の組合せに関する事項
● 人材育成 ● 能力に応じた人員の最適化 ● 従業員満足度の向上	● コストの把握・効率化 ● 業務の標準化 ● 業務量に応じた人員配置の最適化	● 点検整備に係る販売の促進 ● 顧客のニーズに応じた整備作業等の実施 ● 付加価値の向上 ● 他業種及び他の事業者との連携体制の構築	● 設備投資に関する事項 ● ITの利活用に関する事項 ● ロボットの導入	エネルギー使用量の見える化等	現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源の一体的活用

１２．建設業の指針 【現状認識・課題・目標】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課

【現状認識】

○ 建設業は我が国の住宅、社会資本、さらには都市や産業基盤の整備に不可欠で、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として重要な役割を果たしている産業であり、現場で直接施工を担う技能労働者によって支えられている。

○ 技能労働者の数は、近年横ばいで推移しているが、令和６年平均における技能労働者数約300万人のうち、55歳以上が約110万人と約３分の１を占める一方、29歳以下は約35万人と約１割にとどまっており、技能労働者の高齢化は進行している。

○ 今後、建設業が求められる役割を果たしていくためには、「人への投資」を積極化し中長期的に技能労働者を確保していくとともに、生産性の向上を果たしていくことが求められている。

年齢階層別の建設技能者数

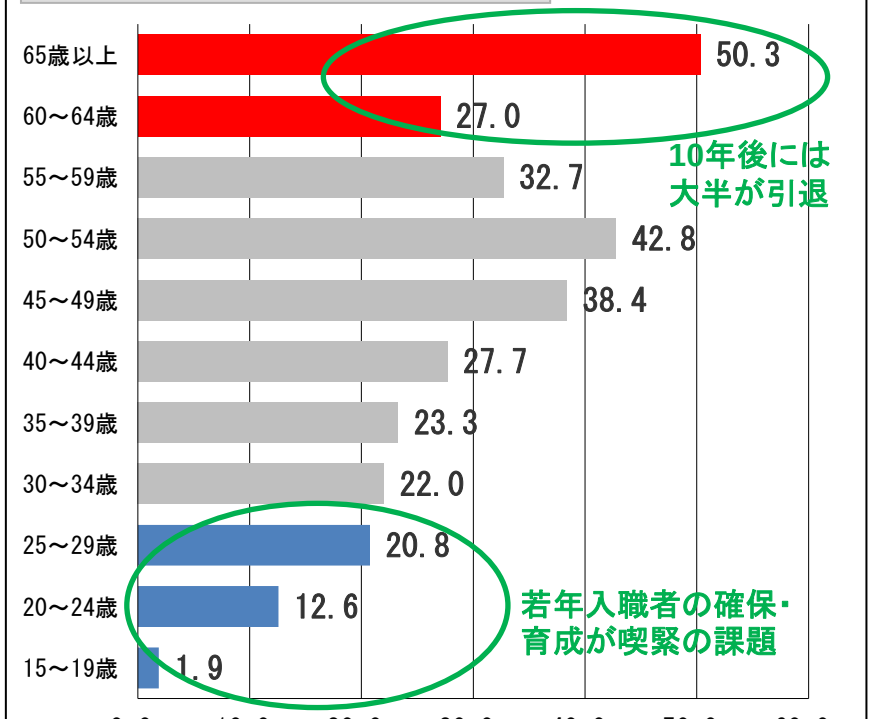

出所：総務省「労働力調査」（令和6年平均）を元に国土交通省で算出

【業界が抱える課題】

○ 中長期的な技能労働者の確保に向け、安定した雇用、安定した収入、将来に夢と希望を持てるキャリアパスの整備など

○ i－Constructionの推進や人材の効率的活用を通じた生産性向上への取り組み

○ 経営者の高齢化に伴う企業活動の継続（事業承継）

【目標とする指標及び数値】

○ 基本方針の労働生産性に加え、技能労働者の処遇改善や産業全体で付加価値を向上させるとの観点で建設業の指標を追加

＜基本方針＞
(営業利益＋人件費＋減価償却費)÷労働投入量(労働者数又は労働者数×ひとり当たり年間就業時間)

＜建設業・推奨＞
（完成工事総利益＋完成工事原価のうち労務費＋完成工事原価のうち外注費）÷年間延人工数

＜建設業・簡易＞
（完成工事総利益＋完成工事原価のうち労務費）÷直庸技能労働者数

＜計画期間・目標数値＞
・３年計画：＋1%以上 ・ ４年計画：＋1.5%以上 ・ ５年計画：＋2%以上

１２．建設業の事業分野別指針 【実施事項について】

- 建設業は多数の技能労働者に支えられる産業である。生産性向上においては、新技術・工法の導入など技術的なアプローチとともに、技能と経験を蓄積した熟練工の育成・活用など人材の効率的活用を果たすことが重要である。

自社の強みを直接支える項目

一　人に関する事項

（イ）教育訓練の充実（新規入職者等への教育研修等）
（ロ）生産性向上に向けた多能工の育成・活用
（ハ）従業員の処遇改善（月給制、働き方改革（週休2日確保、福利厚生の充実、健康増進等））

二　財務管理に関する事項

（イ）原価管理の高度化（年次計画、中長期計画の整備など）
（ロ）社内業務の効率化（ＩＣＴ機器活用など）

三　営業活動に関する事項

（イ）年間受注計画の策定（発注情報の適時の収集等）
（ロ）適正な利潤を確保した受注
（ハ）経営資源の組合せ（現保有＋譲渡資産の一体活用）

四　生産性向上に関する事項

（イ）ICT施工の実施、生産性向上技術の活用、BIM/CIM等、i-Constructionの推進
（ロ）NETISをはじめとした新技術・新工法等の導入
（ハ）生産性向上に資する取組の導入

＋

持続的な成長に向けた長期的な取り組み

五　中長期的な人材確保・事業承継に向けた取組

（イ）中長期的な人材の確保・育成（計画的な新卒採用、採用ルートの拡充、キャリアパスの提示等）
（ロ）人事評価体系整備や管理システム投資等（建設キャリアアップシステムの活用、能力評価制度の活用等）
（ハ）女性や高齢者の活躍推進など（働きやすい雇用環境の整備等）
（ニ）事業の円滑な承継に向けた取組（後継者の計画的な育成等）

六　建設企業のイメージ向上につながる取り組み

（イ）社会・地域に向けたPR活動（地域イベントへの参画等）
（ロ）環境負荷軽減に配慮した事業の展開
（ハ）防災・減災等社会・地域の持続的発展に対する有償・無償の貢献（人的・金銭的貢献等）

規模別の取組数

小規模（20人以下）	中規模（21～500人以下）	中堅（501～2,000人以下）
一 ～ 四 から１項目以上	一 ～ 四 から２項目以上	一 ～ 四 から３項目以上
※ 上記に加え、五～六のうち、１項目以上にも取り組むことを推奨	五 ～ 六 から１項目以上	五 ～ 六 から２項目以上

１３．中小企業等経営強化法による有線テレビジョン放送事業者への支援

総務省 地域放送推進室

【現状認識】

○ 有線テレビジョン放送業は、各加入者宅まで光ファイバや同軸ケーブルの敷設が必要な装置産業であり、労働力よりも資本設備により多く依存する資本集約型産業。

○ 令和5年度末で、自主放送を行う事業者数が452者、加入世帯数が3,184万という市場規模。

○ 有線テレビジョン放送は、我が国の過半数以上の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤。地域情報の発信や災害時の避難情報等の伝達に重要な役割を果たす地域密着メディア。

○ 最近の我が国の映像配信サービス市場は、世界最大の米国企業が参入し、ネット配信サービスを開始するなどの厳しい競争環境下で加入世帯数の増加は鈍化傾向にあり、営業収益も平成22年度の5,437億円をピークに微減傾向に転じている。

○ ブロードバンド市場では、コンテンツの大容量化に伴い、新たに4K・8K番組用の伝送容量を確保しつつ通信速度の高速化を図ることが競争上重要。

○ さらに、災害時の情報伝達といった公共的役割を含め、安定的・継続的なサービス提供を行うことが経営力の基盤であり、ケーブルネットワークの光化・複線化などネットワークの強靭化を行うことが必要。

加入者数の推移

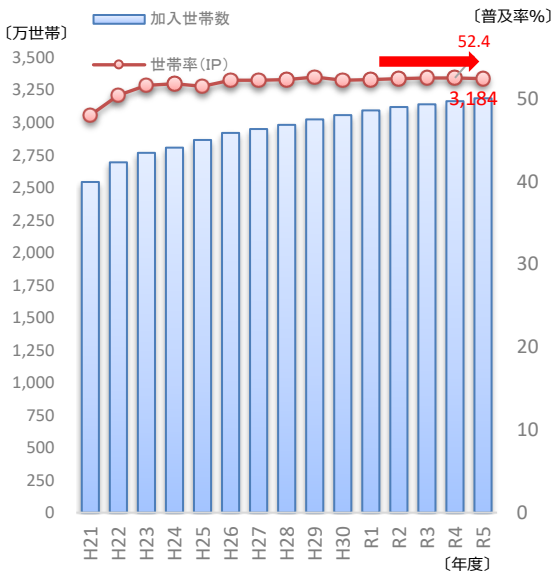

営業収益・営業利益の推移

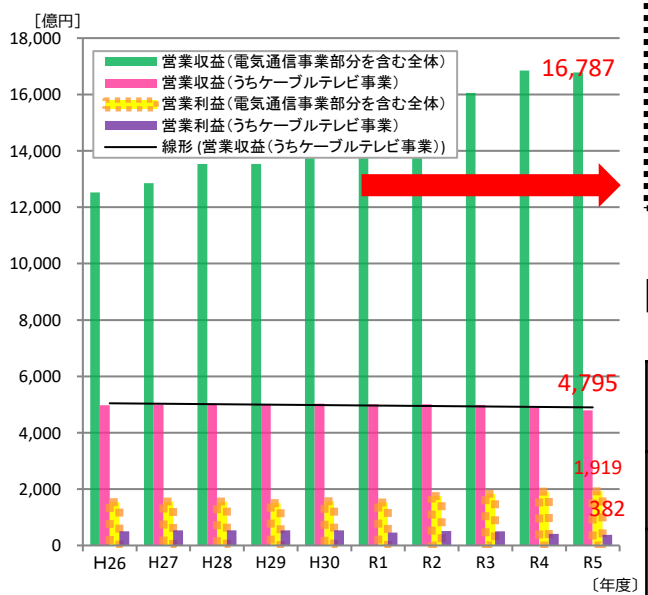

【業界が抱える課題】

４Ｋ・８Ｋ対応、ブロードバンドサービスの高速化、ネットワークの強靭化など技術の急速な進展等に応じた設備投資を速やかに行うことにより、サービスの多様化・高度化等を行うとともに、最新技術に対応した専門知識を有する人材を確保・育成することが必要。

【目標とする指標】

以下のいずれかを満たす指標であること。

指　標		計画期間		
		5年	4年	3年
労働生産性	目標伸び率	2%以上	1.5%以上	1%以上
光回線化増加率	目標伸び率	5%以上	3.5%以上	2%以上

１３．有線テレビジョン放送業の指針 【経営力向上の内容・事業者対応】

経営力向上の内容に関する事項

イ ４K・８Kの推進

４Ｋ・８Ｋサービスに関するニーズを把握し、財務内容に与える影響につき多角的に分析した上で月額料金等を設定するほか、従業員の知識・技能の習得を推進し、４Ｋ・８Ｋ番組が視聴できる環境を整備するため、次の取組を実施。

(1) 伝送路の光回線化等による必要な帯域の確保
(2) ヘッドエンド等の局内設備やセットトップボックスの高度化等
(3) ４K番組の自社制作、国内外での販売等

ロ ケーブル・プラットフォームの構築・活用

(1) ＩＰによる映像伝送を可能とする機能、コンテンツの共有化を可能とする機能、クラウドサービスによる顧客管理システム機能等の構築・活用によるサービスの高度化・効率化
(2) マイナンバーカードを活用したサービスの導入

ハ 放送ネットワークの強靱化

有線テレビジョンの放送ネットワークは、有線テレビジョン放送事業者にとって必須の経営資源。これを高度に利用し、確実かつ安定的なサービスを提供するため、次の取組を実施。

(1) 伝送路の二重化や非常用の電源供給手段の確保等
(2) 伝送路をより耐災害性の高い光回線に更新等

ニ ブロードバンドサービスの高速化

消費者の購買傾向等の情報や需要を分析し、ＦＴＴＨサービスの導入など

ホ 無線通信サービスの導入

消費者の購買傾向等の情報や需要を分析し、ＭＶＮＯサービスや地域ＢＷＡサービスの導入など

ヘ 営業活動に関する事項

(1) ＩｏＴ等を活用した付加価値の高いサービスの創出・向上
(2) 他事業者との連携等強化
(3) 営業支援システム等の構築、管理部門の業務の効率化の推進
(4) 経営資源の組合せ

ト 従業員等に関する事項

(1) ４Ｋ・８Ｋ等の最新の技術動向等を踏まえ、付加価値の高いサービスの創出、向上を図ることができる人材の育成
(2) 地域の学校からの職業体験の受入れ、地域番組の取材活動などを通じて、若年層の拡大を図ることによる人材の確保
(3) 外部の専門家を活用するなどによる人材の育成・確保
(4)組織の活力向上による人材の有効活用

規模に応じた事業者の対応

	現に有する経営資源を利用する場合	事業承継等により取得等した経営資源を利用する場合
届出有線テレビジョン放送事業者（引込端子数500端子以下）	一イ(1)(2)(3)、ロ(1)(2)、ハ(1)(2)、ニ、ホのうち、1項目以上 一ヘ(1)(2)(3)、ト(1)(2)(3)のうち、1項目以上 合計2項目以上	一イ(1)(2)(3)、ロ(1)(2)、ハ(1)(2)、ニ、ホのうち、1項目以上 一ヘ(1)(2)(3)(4)、ト(1)(2)(3)のうち、1項目以上 合計2項目以上
登録有線テレビジョン放送事業者（引込端子数501端子以上）	一イ(1)(2)(3)、ロ(1)(2)、ハ(1)(2)、ニ、ホのうち、1項目以上 一ヘ(1)(2)(3)、ト(1)(2)(3)のうち、1項目以上 合計3項目以上	一イ(1)(2)(3)、ロ(1)(2)、ハ(1)(2)、ニ、ホのうち1項目以上 一ヘ(1)(2)(3)(4)、ト(1)(2)(3)のうち、1項目以上 合計3項目以上

１４．電気通信分野に係る経営力向上に関する指針

総務省総合通信基盤局データ通信課

【現状認識】

- 電気通信分野の中核となる、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく登録又は届出を行っている事業者の数は、令和６年度末時点で２万6,642者。
- 電気通信は、我が国の国民生活にとって必要不可欠な基盤。また、他の業種の経営力を向上させるための手段として重要な役割を果たしており、電気通信分野における取組は我が国の経済全体の生産性向上にも大きく寄与することが期待。
- 電気通信市場は技術革新のペースが速く、最新技術をタイムリーに導入することが競争力維持の鍵。また、サービスの多様化も進展する中で、中小事業者にとっては、大規模事業者の動きを踏まえた対応も課題。

【課題】

＊ 電気通信分野は多様な業態があり、事業者は様々なサービスを利用者に提供。

＊ 一方、電気通信市場は非常に変化の速い市場であり、本格的なＩｏＴ時代の到来を見据え、市場のニーズに的確に対応するためには、サービスの更なる高度化・多様化等を図るとともに、人材の確保が必要。

【目標とする指標等】

以下のいずれかを満たす目標であること（認定は柔軟に対応）

指　標		計画期間		
		５年	４年	３年
労働生産性（※）	目標伸び率	２％以上	１．５％以上	１％以上
売上高経常利益率	目標伸び率	５％以上	４％以上	３％以上
ＩＰｖ６への対応	対応率	計画期間が終了するまでに、提供する全てのサービスについてＩＰｖ６への対応を実施		

※ 労働生産性 ＝ 営業利益、人件費、減価償却費の合計を労働投入量（労働者数又は労働者数×１人当たり年間就業時間）で除したもの

１４．電気通信分野に係る経営力向上に関する指針

※ 常時使用する従業員の数が
２０人以下のもの

経営力向上に向けた取組の内容（概要）			事業者に求められる対応
①	サービス品質の向上	ユーザ対応の改善、設備・技術の高度化等に取り組むことにより、サービス品質の向上を通じて、競争力の強化を図る。	左記の１２項目については、経営力向上に取り組む事業者の規模に応じて、以下のとおり実施することを求める。 ○事業承継等を行わない場合 【小規模（※）の事業者】 ①～⑦のうち１項目以上 ⑨～⑫のうち１項目以上 合計２項目以上を実施 【上記以外の事業者】 ①～⑦のうち１項目以上 ⑨～⑫のうち１項目以上 合計３項目以上を実施 ○事業承継等を行う場合 【小規模（※）の事業者】 ①～⑧のうち１項目以上 ⑨～⑫のうち１項目以上 合計２項目以上を実施 【上記以外の事業者】 ①～⑧のうち１項目以上 ⑨～⑫のうち１項目以上 合計３項目以上を実施
②	関連サービス提供による提供サービス内容の拡大	現在提供している主力サービスに加えて、関連するサービスを追加で提供することで、売上増を目指す。	
③	新たな技術を踏まえた新規サービスの展開	ＡＩやロボット技術等の新たな技術を活用した新規サービスの展開を図ることにより、売上増を目指す。	
④	他の電気通信事業者等の設備を活用した事業展開	ＦＶＮＯやＭＶＮＯ等他の電気通信事業者等の設備を活用することにより、経費節減、事業エリア拡大等を図る。	
⑤	他事業者との連携強化	他の電気通信事業者等との連携又は他の電気通信事業者等からの事業承継等により、提供サービスの拡充等を図る。	
⑥	省エネ・共同調達等によるコスト削減	電気料金の削減や機器・設備等の共同調達等により、コスト削減を図る。	
⑦	社内管理システム等の効率化	情報システム等を活用することにより、営業力の強化や管理部門の業務効率化等を図る。	
⑧	経営資源の組合せ	現に有する経営資源及び他の電気通信事業者等から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて活用する。	
⑨	収益モデルの改善	料金体系の変更や収益源の多様化により、収益モデルの改善を図る。	
⑩	財務分析・マネジメントの強化	サービス戦略や人材計画等の経営計画の策定、財務情報の数値把握・適切な目標設定による経営管理を行う。	
⑪	営業活動の強化	より付加価値の高いサービスの創出・向上、市場における需要動向等の収集・分析や営業活動等への活用を図る。	
⑫	人材の確保・育成・定着等	より付加価値の高いサービスの創出・向上のための人材の確保・育成、従業者の定着率の向上等を図る。	

１５．不動産業の指針 【現状認識・課題・目標】

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課

【現状認識】

○ 不動産業は、国民生活や経済活動の基盤となる住宅やビル、商業施設等の開発・流通・管理等を通じて、我が国の豊かな国民生活、経済成長を支えている。

○ 不動産業の産業規模は、法人数が約39万社（令和５年度）、従業者数が約158万人（令和５年度）であり、市場規模は、国内総生産が約65兆円（令和５年）で全産業の約11%（令和５年）となっている。

○ 近年、人口減少や少子高齢化等の人口・世帯構造の変化、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の普及による消費者の価値観の多様化、働き方改革による労働環境の変容等が生じており、社会状況や事業環境が変化している。

○ この社会経済環境の変化を踏まえ、ＩＣＴ（情報通信技術）やＡＩ（人工知能）といった技術の活用、顧客の需要を取り込むための市場動向等の適切な把握・分析等を通じ、業務の効率化や消費者のニーズを踏まえたサービスの提供を進め、生産性の向上を実現していくことが重要である。

【目標とする指標及び数値】

＜指標＞

労働生産性（基本方針の指標と同様）

○労働生産性（基本方針）
(営業利益＋人件費＋減価償却費)÷労働投入量(労働者数又は労働者数×１人当たり年間就業時間)

＜計画期間・目標数値＞

計画期間中の伸び率につき、次のとおりとする。

・３年計画：＋1%以上　・４年計画：＋1.5%以上　・５年計画：＋2%以上

１５．不動産業の事業分野別指針 【実施事項・適用範囲】

経営力向上の内容及び実施方法に関する事項

1　営業活動に関する事項

（一）新たな営業機会の創出
（SNSの活用、関連事業者との連携等）
（二）繁閑格差への対応
（三）経営資源の組合せ

2　サービス提供におけるICTや新技術の活用に関する事項

ICTや新技術の活用により顧客サービスの向上、業務の効率化等
（AIを活用した問合せへの自動応答や価格査定、物件・取引情報や顧客から得られた情報等の自動データベース化、VR（仮想現実）技術を用いた内覧等）

3　人材に関する事項

（一）適正な業務運営に必要な人材育成
（資格の取得支援等による人材育成支援制度の充実等）
（二）多様なニーズへの対応に向けた人材確保
（三）組織の活力の向上による人材の有効活用

4　財務管理に関する事項

財務・会計システム等の導入・更新、
PDCAサイクルの構築を通じた経営管理等

5　事業用の施設・設備に関する事項

（一）施設の運用コストの低減
（省エネルギー性能の高い設備・機器の導入・更新等）
（二）高機能な設備・機器の活用
（高齢者の居住状況を把握できるICT機器の導入又はクラウドサービス等による情報システムの構築、スマートロックを活用した無人内覧等）

【適用範囲】

○　日本標準産業分類において、以下の産業に分類される中小企業者等は、不動産業分野における事業分野別指針が適用される。

大分類K　：**不動産業，物品賃貸業 のうち**
－中分類６８：**不動産取引業**
－小分類：６８０ 管理，補助的経済活動を行う事業所（６８ 不動産取引業）
６８１ 建物売買業，土地売買業
６８２ 不動産代理業・仲介業
－中分類６９：**不動産賃貸業・管理業**
－小分類：６９０ 管理，補助的経済活動を行う事業所（69 不動産賃貸業・管理業）
６９１ 不動産賃貸業（貸家業，貸間業を除く）
６９２ 貸家業、貸間業
６９４ 不動産管理業

※６９３駐車場業については、基本方針に基づいた申請となる。

１６．地上基幹放送分野の指針【現状認識・課題・指標】

総務省情報流通行政局地上放送課

【現状認識】

○ 地上基幹放送等は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。

○ 地上基幹放送事業者等の近年の売上高を見ると、令和５年度には約２兆1,582億円と、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準までには達していない。

○ しかし、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの伸張などといった様々な環境の変化に直面しており、地上基幹放送事業者等は速やかにその変化に対応していく必要がある。

（※）特に、コミュニティ放送は、放送対象地域が一の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のもととなる企業が少なく、令和５年度の平均営業収入は約4,600万円、平均営業損益は約90万円の赤字で、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元の企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。

地上基幹放送事業者の収支状況

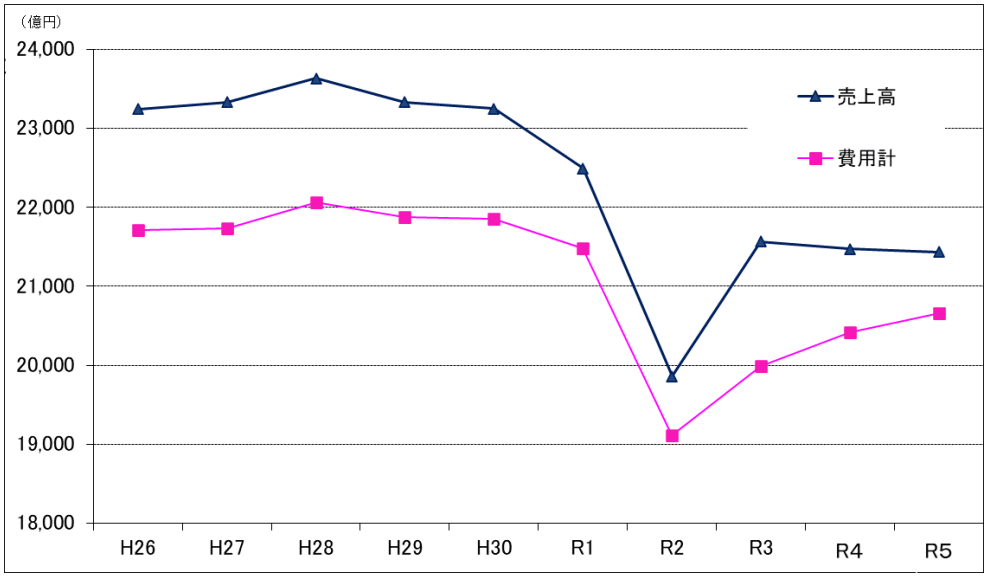

（※）コミュニティ放送の数値は含まない。

【業界が抱える課題】

視聴スタイルの変化や、インターネット動画配信サービスの伸張等の環境変化に対応するため、サービス品質を向上させ視聴者を増やし、広告料収入を拡大するとともに、広告料以外の財源を積極的に求めていくことが必要。

指標		計画期間		
		５年	４年	３年
労働生産性	目標伸び率	２％以上	１.５％以上	１％以上
売上高経常利益率	目標伸び率	５％以上	４％以上	３％以上

１６．地上基幹放送分野の指針【経営力向上の内容】

経営力向上に向けた具体的な取組

イ　サービス品質の向上

情報通信技術(ICT)の活用、４Ｋコンテンツ制作システムの導入、ハイブリッドキャストの活用、多言語での放送サービスの提供

ロ　関連サービス提供による経営の多角化

コンテンツ２次利用の促進、インターネットの活用を含む情報通信技術(ICT)の活用

ハ　他の放送事業者等との連携等強化

他の放送事業者等との技術協力等による番組の共同制作、自治体と連携した公共情報番組の制作・放送等

ニ　災害対策の強化

（１）放送ネットワークの強靱化（予備送信設備等の整備、ＦＭ補完局・中継局の整備）

（２）災害情報伝達手段の確保・効率化（災害情報システムの導入、自動起動ラジオシステムの導入）

ホ　サービスの安全性・信頼性の向上

無音検知アプリの導入、自動番組制御装置の導入、従業員向けのマニュアルの策定や研修

ヘ　省エネ・共同調達等によるコスト削減等

設備の省エネルギー化・電気の使用量管理による電気料金の削減、他事業者との共同調達による設備等の費用の削減

ト　経営資源の組合せ

現に有する経営資源及び他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用

チ　社内管理システム等の効率化

業務用ソフトウェア又はクラウドサービス等の標準的なシステムの導入による効率化

リ　財務・マネジメントの強化

経営力把握に有用な財務情報の数値を把握、適切な目標を設定した経営管理

ヌ　人材の確保・育成・定着等

大学等と連携したリカレント教育等の教育・研修、職業体験の受入れやインターンシップを通じた地域人材の確保

従業員の健康増進に資する取組を含む職場環境の整備改善や適正な評価等による従業員の能力の有効活用と定着の促進

１６．地上基幹放送分野の指針【事業者が実施すべき事項】

	現に有する経営資源を利用する場合	事業承継等により取得等した経営資源を利用する場合
常時使用する従業員数が20人以下の地上基幹放送事業者等	イ～ヘ、チ～ヌのうち１項目以上 （ただし、チ～ヌのうち１項目以上を含む） 合計　１項目以上	イ～ヌのうち１項目以上 （ただし、チ～ヌのうち１項目以上を含む） 合計　１項目以上
常時使用する従業員数が20人超の会社のうち、以下のいずれかに該当する地上基幹放送事業者等 ・使用する従業員数が300人以下	・イ、ロ、ハ、ニ（１）、ニ（２）、ホ、ヘのうち１項目以上 ・チ～ヌのうち１項目以上 合計　２項目以上	・イ、ロ、ハ、ニ（１）、ニ（２）、ホ、ヘ、トのうち１項目以上 ・チ～ヌのうち１項目以上 合計　２項目以上
上記以外の地上基幹放送事業者等	・イ、ロ、ハ、ニ（１）、ニ（２）、ホ、ヘのうち１項目以上 ・チ～ヌのうち１項目以上 合計　３項目以上	・イ、ロ、ハ、ニ（１）、ニ（２）、ホ、ヘ、トのうち１項目以上 ・チ～ヌのうち１項目以上 合計　３項目以上

１７．石油卸売業・燃料小売業に係る指針【現状認識・課題、目標】

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

- ガソリン需要の減少、人手不足といった厳しい経営環境の中でも、SSネットワークを維持していくためには経営基盤の安定化、生産性の向上が不可欠。これに向けて、SS業界が経営力向上計画で取り組むべき具体的な事項を提示。

業界環境

- 厳しい経営環境（ガソリン需要減、人手不足、販売競争激化）
- 技術革新、経済社会の変化（人口減少、電気自動車普及、IoTの進展）

課題

- 地域のエネルギー供給の担い手であるSSネットワークの維持
- SSの経営力の強化、生産性の向上
- 変化に対応できる強固で柔軟な経営基盤の確保、未来志向の投資

指針のポイント

こうしたSS業界特有の課題に対応すべく、次世代人材育成（次世代自動車の普及への対応等）、経営の多角化（自動車関連事業への進出等）、災害対応力の強化（自家発電機の導入等）など、これからのSS業界に求められる取組を指針の中に位置づけ

１７．石油卸売業・燃料小売業に係る指針【実施事項】

- 計画期間は３～５年。指標は、①労働生産性、②売上高経常利益率、③付加価値額、から選択。
- 事業者の規模に応じて、実施事項数を設定。
- 各事業者は、自らの経営課題に応じて実施事項を選択する。

実施時期に対する各指標の目標数値

指標／実施時期	５年	４年	３年
労働生産性	２％以上	１．５％以上	１％以上
売上高経常利益率	５％以上	４％以上	３％以上
付加価値額	２％以上	１．５％以上	１％以上

	従業員数	規模別整理
小規模事業者	石油卸売・燃料小売業 ：5人以下	**合計１項目以上** **(一～四から１項目以上)**
中規模事業者	石油卸売業：6人以上400人以下 燃料小売業：6人以上300人以下	**合計２項目以上** **(一～四から１項目以上)**
中堅事業者	石油卸売業：401人以上2,000人以下 燃料小売業：301人以上2,000人以下	**合計３項目以上** **(一～四から２項目以上)**

経営力向上の内容に関する事項

一　人材育成の強化等に関する事項

イ　人材の育成
ロ　優良人材の確保、人的資源の有効活用
ハ　従業員満足度の向上

二　財務管理に関する事項

イ　費用の効率化
ロ　適正な仕入価格の確保

三　営業活動の強化に関する事項

イ　顧客分析による新たな商品・サービスの提供
ロ　経営の多角化
ハ　官公需受注の取組の促進
ニ　他業界における優良事例の導入

四　ＩＴ等の利用による経営能率の向上に関する事項

イ　データベースの構築の推進
ロ　決裁手続きの電子化の推進

五　災害対応力強化に関する事項

イ　自家発電機の導入等による災害対応力強化
ロ　災害発生時における連携強化

六　その他経営力向上に関する事項

イ　高性能な設備の導入
ロ　設備の共同利用
ハ　配送の合理化

七　経営資源の組合せ

１８.旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針

国土交通省 自動車局 旅客課

【現状認識】

- 旅客自動車運送事業(バス・タクシー)は、国内における旅客輸送人員の約２割を担い、地域における公共交通機関として重要な役割を担う産業。
- 旅客自動車運送事業者の約99%が特定事業者(従業員数500人以下)。
- 運転者の高齢化が進行(7割近くが50歳代以上)。女性の割合も3%前後と低い状況(全産業平均約45%)。

輸送人員の推移

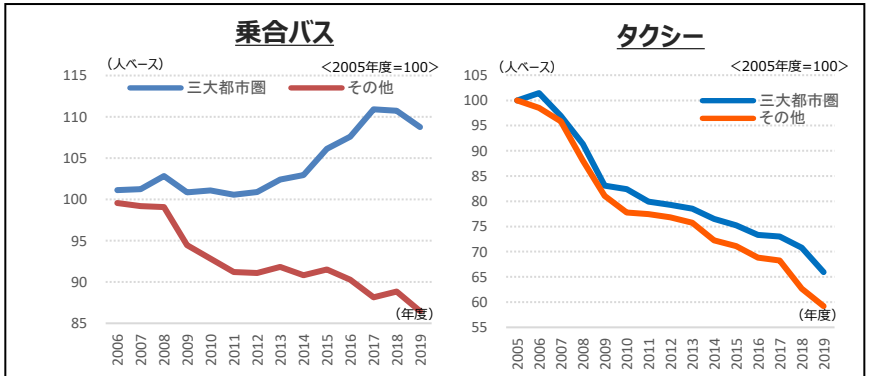

国土交通省調べ（2019年度）

就業者の年齢構成

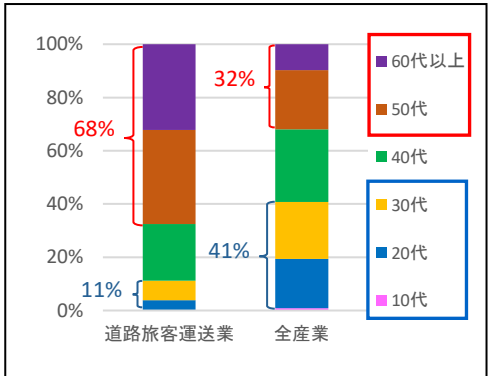

令和２年賃金構造基本統計調査より

乗合バス事業者の収支状況

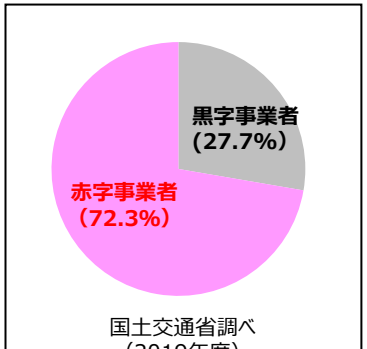

国土交通省調べ
（2019年度）

タクシーの走行実績

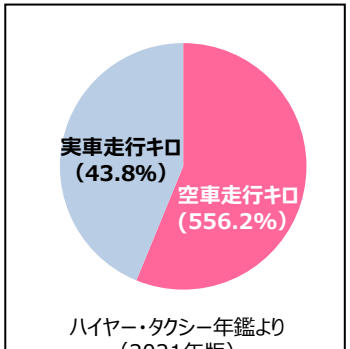

ハイヤー・タクシー年鑑より
（2021年版）

【業界が抱える課題】

・人口減少、少子高齢化等の影響により、特に地方部では輸送人員が減少。持続可能なサービスの提供が課題。

・運行の効率化等の取組により生産性向上を図るとともに、利用者ニーズに応じたサービス等の導入により、需要の喚起・利用者利便の向上を図る取組が必要。

目標とする指標及び数値

指標／実施期間	５年	４年	３年
①労働生産性 or ②実働率 or ③実車率（増加率）	2%以上	1.5%以上	1%以上
④運転者の平均労働時間 (減少率)	2%以上	1.5%以上	1%以上
⑤日車営収 or ⑥平均乗車密度（増加率）	5%以上	4%以上	3%以上

※6つの指標のいずれかを選択し、実施期間に応じた目標値を設定

１８.旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針

国土交通省 自動車局 旅客課

- 旅客自動車運送事業の経営力向上には、従業員や旅客自動車の投入量当たりの収益を改善し、生産性の向上を図ることが重要である。
- そのためには、労働時間の削減、運行の効率化やITの利活用等による運行管理や配車の効率化等を図るとともに、女性や若者といった多様な人材の確保・育成や事業承継等の促進を図ることが必要である。

＜事業規模別の実施内容＞

分　類	小規模事業者（従業員数20人以下）	中規模事業者（従業員数21人以上500人以下）及び 中堅事業者（従業員数501人以上2,000人以下）
人材に 関する事項	・観光需要等に対応した人材育成等、働きやすい環境の整備や教育・研修制度の充実	・観光需要等に対応した人材育成等、働きやすい環境の整備や教育・研修制度の充実
財務管理に 関する事項	・コストの把握・効率化 ・適正な運賃・料金の収受	・コストの把握・効率化 ・適正な運賃・料金の収受 ・PDCAサイクルの徹底
営業活動に 関する事項	・労働時間の削減 ・地域のニーズや観光需要等に応じたサービスの提供 ・配車アプリの活用、路線の再編・混乗化、地方公共団体や貨物自動車運送事業等との連携や事業の掛け持ち等による運行の効率化	・労働時間の削減 ・地域のニーズや観光需要等に応じたサービスの提供 ・配車アプリの活用、路線の再編・混乗化、地方公共団体や貨物自動車運送事業等との連携や事業の掛け持ち等による運行の効率化
ITの利活用や 設備投資に 関する事項	・配車アプリ等のIT機器の導入等によるサービスの向上や業務・運行の効率化 ・業務や運行の効率化、省力化及び省エネ化等、生産性の向上に資する設備・機器等の導入	・配車アプリ、運行管理・配車システム、基幹業務システム等のIT機器の導入等によるサービスの向上や業務・運行の効率化 ・業務や運行の効率化、省力化及び省エネ化等、生産性の向上に資する設備・機器等の導入
省エネルギーの 推進に関する事項	・エネルギー使用量の見える化	・エネルギー使用量の見える化 ・エコドライブの推進
経営資源の組合 せに関する事項	・現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源の一体的活用	・現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源の一体的活用

１９．職業紹介事業・労働者派遣事業分野の経営力向上に関する指針

厚生労働省職業安定局雇用政策課
民間人材サービス推進室

【現状認識】

●職業紹介事業、労働者派遣事業における売上高（手数料収入）総額はそれぞれ平成22年度、平成26年度から増加しており、市場規模は拡大傾向を示している。

●職業紹介事業所数は増加傾向だが、新規求職申込み件数は減少傾向。

●平成27年の労働者派遣法改正により労働者派遣事業が許可制に一本化されたことで、事業所数は減少したが、派遣労働者数は増加傾向。

【業界が抱える課題】

●人手不足の状況における求職者・派遣労働者の確保。

●労働者派遣法の改正によって事業者に求められている派遣労働者の雇用安定措置、キャリアアップ措置の推進による派遣労働者の意欲の向上やキャリアアップ。

●ICTの活用による業務効率化やサービスの質の向上による、新たな付加価値の創造や労働生産性の向上。

【目標とする指標】

指標／実施時期	5年	4年	3年
労働生産性	2%以上	1.5%以上	1%以上

労働生産性

（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）÷労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）

労働者派遣事業者の労働生産性の算定では派遣労働者を含む。

職業紹介事業の売上高・事業所数

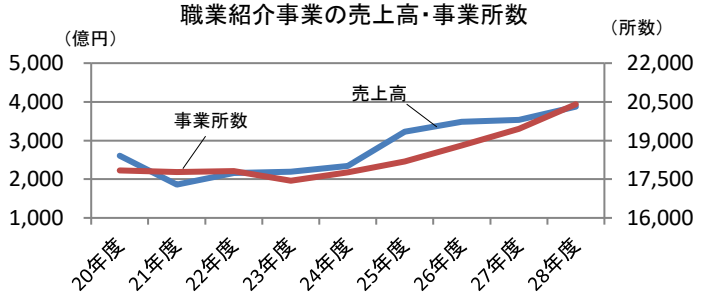

資料出所：職業紹介事業報告書（厚生労働省）

職業紹介事業における経営上の課題（主なもの）

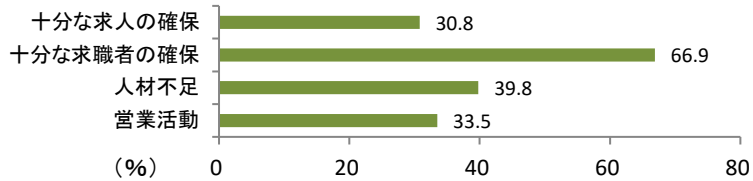

資料出所：民間人材ビジネス実態把握調査（厚生労働省）

労働者派遣事業の売上高・派遣元事業所数

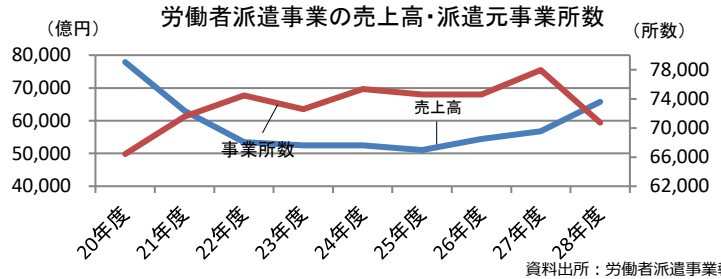

資料出所：労働者派遣事業報告書（厚生労働省）

労働者派遣事業における経営上の課題（主なもの）

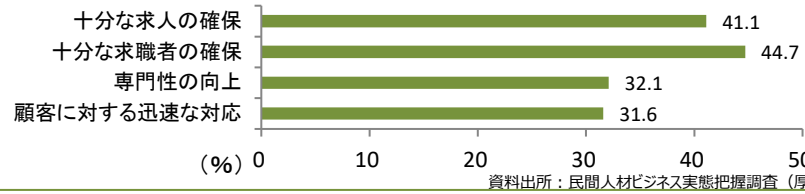

資料出所：民間人材ビジネス実態把握調査（厚生労働省）

１９．職業紹介事業・労働者派遣事業分野の経営力向上に関する指針

●労働力人口が減少する中、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図る人材サービス事業者の役割がますます重要。

●職業紹介事業・労働者派遣事業の経営力向上には、求職者、派遣労働者及び職業紹介、労働者派遣の管理に従事する職員（人材サービス従事者）双方の人材の確保、質的向上を図ることが必要。

【実施内容】

分　類	経営力向上に関する取組内容（概要）
人材の確保・育成に関する事項	（求職者及び派遣労働者） ・女性、高齢者等の多様な人材の確保 ・求職者に対する研修の実施 ・派遣労働者に対する段階的かつ体系的な教育訓練の実施によるキャリアアップ及び評価体制構築 （人材サービス従事者） ・人材サービス実施に資する資格取得の支援等による人材育成 ・働き方改革を進めることによる従事者満足度の向上
経営管理に関する事項	・PDCAサイクルの徹底 ・業務の実施方法の標準化 ・ローカルベンチマーク、満足度等の自主管理指標の活用による自社の経営管理
営業活動に関する事項	・市場動向や潜在的需要に関する情報の収集・分析による顧客ニーズの変化に対応した新たなサービス提供 ・現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせた一体的な活用
ICT導入、省エネルギーの推進に関する事項	・新規顧客の獲得のための情報システムにおける標準システム導入 ・業務効率化を推進するためのバックヤード業務における標準的システム導入 ・上記導入に当たって講じるセキュリティ対策の実施 ・情報通信技術に対応するため、ICT人材の活用 ・省エネルギーの推進によるコストの低減

２０.学習塾業の指針【現状認識・課題】

経済産業省　商務・サービスグループ
サービス政策課　教育産業室

人材確保が困難になる中、EdTechの活用・提供学習内容の見直し・学校連携といった新しい取組を積極的に検討し、経営力の向上および生産性の向上を図る

現状認識

- 学習塾業は、売上高約9,300億円、従業者数約33・6万人、受講生数約260万人
  → いずれも**近年増加**　：　家庭の教育投資の増加・低学年層の顧客拡大
- 顧客ニーズ変化による**個別指導形態**の増加
- 一部事業者による「**新しい学び」の進展**（例：プログラミング・AI・STEAM教育・探究型学習　etc）

課題

- **低い労働生産性**（個別指導形態の増加なども影響）
- 他業種の給与水準上昇等の理由により**人材確保の困難化**
- 少子化による将来的な**市場縮小**

指針方向性

- **労働生産性（伸び率）を指標として設定：5年　+2%**
- **EdTech/IT等設備への積極投資による生産性向上**
- 健康経営、設備投資や制度改定等の**働き方改革を通した人材確保・育成**
- 学習内容見直し・EdTech導入・学校連携等の**「新しい学び」による差別化・市場開発**

２０.学習塾業の指針【目標・実施事項】

経済産業省　商務・サービスグループ
サービス政策課　教育産業室

計画策定に当たっては、以下の「指標設定」および「事業規模に応じた実施事項の設定」を求める

【目標とする指標及び数値】

指標/計画期間	5年	4年	3年
労働生産性伸び率	+2%以上	+1.5%以上	+1%以上

【実施事項】

経営力向上に向けた実施事項（概要）			事業者に求められる対応
①	提供する**学習内容**に関する事項	EdTechの活用、STEAM教育、探究型教育、プログラミングといった新しい学びの創造・提供による差別化・市場開発を図る。	左記の8項目については、経営力向上に取り組む**事業者の規模に応じて、以下のとおり実施することを求める。** □小規模事業者 （従業員5名以下） **→いずれか1項目** □中規模事業者 （従業員5名を超え300名以下） **→いずれか2項目** □中堅事業者 （従業員300名を超え2,000名以下） **→いずれか3項目**
②	**設備投資・IT投資**に関する事項	設備・IT等への積極投資により諸改善及び新たなサービス創造を図る。	
③	**学校教育との連携**に関する事項	学校教育現場と連携・協力し、新領域での学習サービス提供を図る。	
④	**安全・安心**に関する事項	通塾生徒の安全確保のための諸整備を徹底する。	
⑤	**人材**に関する事項	健康増進、労働時間や賃金テーブル等、魅力的な労働環境の構築を通じて従業員確保・定着化等の組織の活力の向上を図る。	
⑥	**財務・マネジメント**に関する事項	経営状況の可視化や外部有識者の知見活用等を通じてマネジメントの適正化を図る。	
⑦	**知的財産**に関する事項	自社サービスに独自性があると考えられる場合、特許等知的財産権の取得および活用を図る。	
⑧	**経営資源の組合せ**	現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的な活用を図る。	

２１．農業分野に係る経営力向上に関する指針①

農林水産省
経営局経営政策課

【現状認識】

- 農業総産出額と生産農業所得は長期的に減少していたが、近年はおおむね横ばいで推移。
- 農業を支える基幹的農業従事者数は、近年、減少傾向で推移するとともに、高齢化が進展しており2020年は約136万人、平均年齢は67.8歳で、今後も労働力の減少が進むものと見込まれている。

図　農業総産出額及び生産農業所得の推移

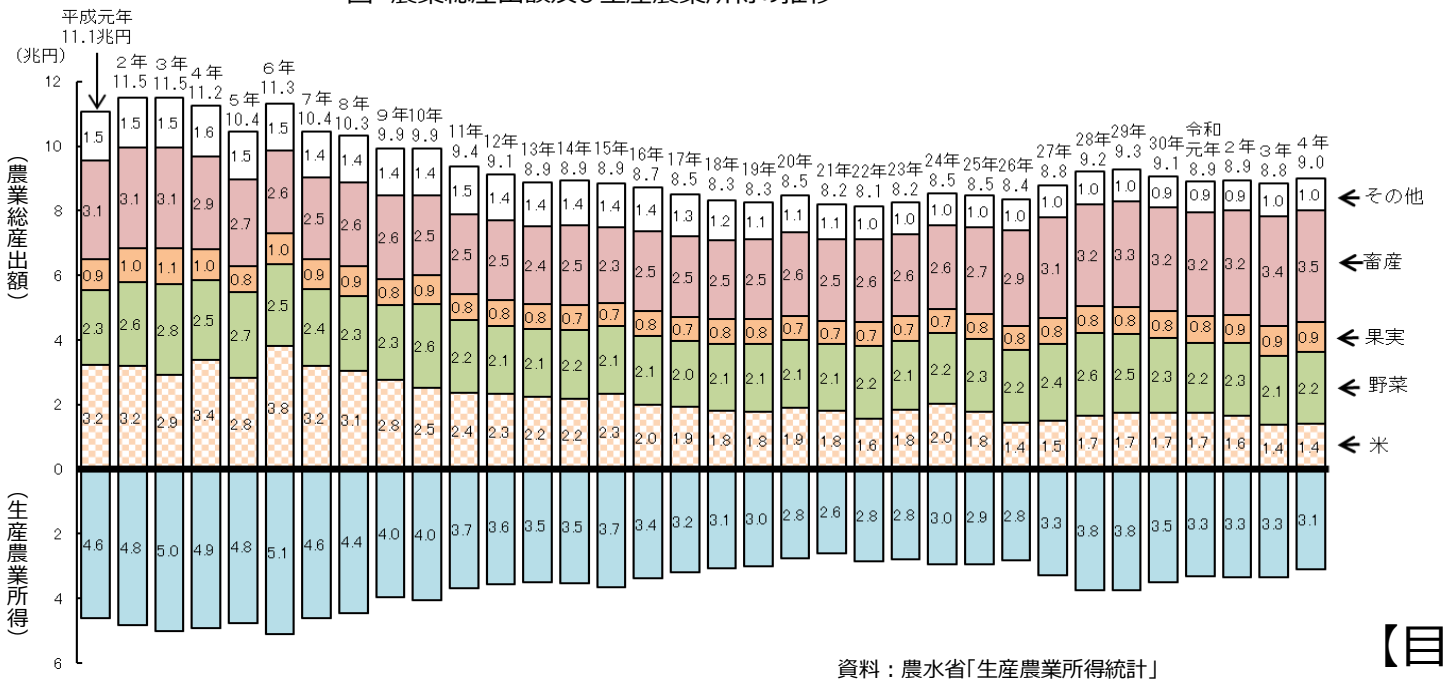

資料：農水省「生産農業所得統計」

表　基幹的農業従事者数の推移

単位：千人

区　　分	平成７年	12年	17年	22年	27年	30年	31年	令和２年
基幹的農業従事者数	2,560	2,400	2,241	2,051	1,754	1,451	1,404	1,363
平均年齢（歳）	59.6	62.2	64.2	66.1	67.0	66.6	66.8	67.8

資料：農水省「農林業センサス」「農業構造動態調査」

【農業が抱える課題】

高齢化が進行する中、農業の持続的な発展を確保するため、経営規模の拡大、法人化、スマート農業の推進、ニーズに対応した生産・販売、人材の育成・確保等を通じた農業経営の改善・強化を図る。

【目標とする指標及び伸び率】

指標：**労働生産性**

計画期間５年間：**＋２％**以上
計画期間４年間：**＋１.５％**以上
計画期間３年間：**＋１％**以上

２１．農業分野に係る経営力向上に関する指針②

- 担い手の減少や高齢化の進行で農業労働力が不足する中で、国内農業の生産拡大、労働生産性の向上や農業所得の増加を促進し、農業経営体の経営改善・強化を図ることが重要。

経営力向上の内容	取　組　内　容　（一部抜粋）
農業経営マネジメントに係る事項	➢ 青色申告等を通じた信頼性のある計算書類等の作成 ➢ 経営診断等の各種データを活用したPDCAサイクルの確立・運用等を通じた経営改善 ➢ 災害や事業環境の変化等に対応できるよう、農業経営収入保険、経営安定対策、農業共済、各種民間保険等を活用したリスク管理
農畜産物の付加価値を向上させる取組に係る事項	➢ 消費者や実需者のニーズを把握・明確化し、ニーズに沿った農畜産物や加工品の生産・開発・改良、販売方法の改善等を通じた高付加価値化、差別化、販路の確保 ➢ 高付加価値化、差別化への取組に当たっては、商工業者との連携を通じた他産業のノウハウを活用
生産コストの削減及び先端技術の導入、生産・製造管理の高度化に係る事項	➢ 効率的で高度化した生産方式を推進するため、省力化に資する機械・技術等の導入、農地の集積・集約化による経営規模の拡大、スマート農業等の先端技術及び栽培・飼養等に係る新技術の導入や畜産部門における自給飼料の生産・利用の拡大 ➢ GAP、HACCP等の導入による消費者に対する衛生管理面等における信頼性の確保
環境に配慮した農業生産に係る事項	➢ 環境保全効果の高い営農活動の普及が推進されるよう、①持続性の高い農業生産方式の導入、②有機農業の推進、③省エネルギー技術の導入、④気候変動適応技術・品種を活用した生産管理の実施
人材の育成・確保に係る事項	➢ 人材確保に向け、求める人材像、雇用条件、キャリアパスの明確化 ➢ 女性・高齢者・障害者など多様な人材の働きやすい職場環境の整備と労働条件の改善 ➢ 生産技術、経営管理等に係る研修の実施
経営資源の組合せに係る事項	➢ 効率的な農畜産物及び加工品の生産・販売等が推進されるよう、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合せて一体的に活用